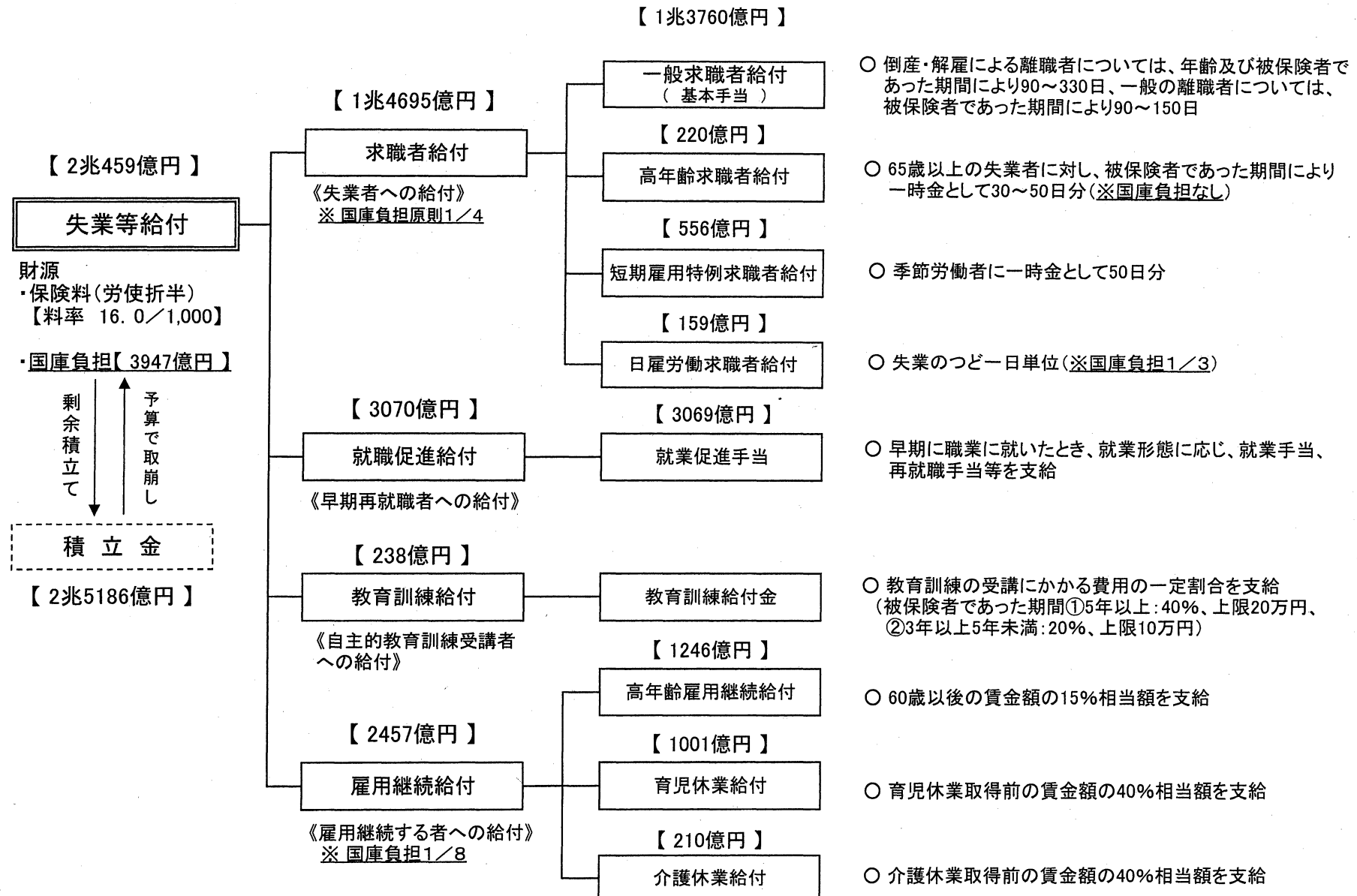


Ⅱ 給付関係資料

目 次

1	基本手当	3
2	高年齢求職者給付金	9
3	特例一時金	14
4	日雇労働求職者給付金	21
5	就職促進給付	26
6	教育訓練給付	30
7	高年齢雇用継続給付	35
8	育児休業給付	41
9	介護休業給付	46
10	改正経緯	51

失業等給付の体系(平成18年度予算)



給付の変遷

失業保険法時代

給付＝求職者給付（一般及び日雇労働）のみ

目的規定＝労働者が失業した場合に必要な給付を行うことにより労働者の生活の安定を図る。

雇用保険法（昭和49年制定、昭和50年4月1日施行）

給付＝求職者給付（一般、短期雇用特例及び日雇労働）のみ

目的規定＝労働者が失業した場合に必要な給付を行うことにより労働者の生活の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進する。

昭和59年改正、同年8月1日施行

給付＝高年齢求職者給付及び就職促進給付創設

目的規定＝労働者が失業した場合に必要な給付を行うことにより労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進する。

平成6年改正、平成7年4月1日施行

給付＝高年齢雇用継続給付及び育児休業給付創設

目的規定＝労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うことにより労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進する。

平成10年改正、介護休業給付は平成11年4月1日施行、教育訓練給付は平成10年12月1日施行

給付＝介護休業給付及び教育訓練給付創設

目的規定＝労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行うことにより労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進する。

1 基本手当

基 本 手 当 の 概 要

一般被保険者が失業した場合において、離職の日前1年間に被保険者期間が6月以上ある場合には、4週間に1回、公共職業安定所において、失業状態にあることの認定を行った上で基本手当が支給される。

注)「この法律において「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう」(雇用保険法第4条第2項)

支給額は日額及び日数として定められ、基本手当日額は離職前賃金の原則80～50%、所定給付日数は、定年退職者を含め離職前から予め再就職の準備ができるような者に対しては90日～150日(一般の離職者)、倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者(特定受給資格者)に対しては90日～330日となっている。

イ 基本手当の年齢別上限額

年 齢 区 分	賃金日額上限額	基本手当日額上限額
30歳未満	12,740円	6,370円
30歳以上45歳未満	14,150円	7,075円
45歳以上60歳未満	15,560円	7,780円
60歳以上65歳未満	15,070円	6,781円

ロ 基本手当の給付率

(60歳未満)

賃 金 日 額	給 付 率	基 本 手 当 日 額
2,070円～4,080円	80%	1,656円～3,264円
4,080円～11,830円	80～50%	3,264円～5,915円
11,830円～15,560円	50%	5,915円～7,780円

(60歳以上65歳未満)

賃 金 日 額	給 付 率	基 本 手 当 日 額
2,070円～4,080円	80%	1,656円～3,264円
4,080円～10,600円	80～45%	3,264円～4,770円
10,600円～15,070円	45%	4,770円～6,781円

ハ 給付日数（原則）

(イ) 倒産、解雇等による離職者（ハ）を除く）

区分 \ 被保険者であった期間	1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
30 歳未満	90 日	90 日	120 日	180 日	—
30 歳以上 35 歳未満		90 日	180 日	210 日	240 日
35 歳以上 45 歳未満		90 日	180 日	240 日	270 日
45 歳以上 60 歳未満		180 日	240 日	270 日	330 日
60 歳以上 65 歳未満		150 日	180 日	210 日	240 日

(ロ) 自己都合離職者（ハ）を除く）

区分 \ 被保険者であった期間	1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
全年齢	90 日		90 日	120 日	150 日

(ハ) 就職困難な者（障害者等）

区分 \ 被保険者であった期間	1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
45 歳未満	150 日	300 日			
45 歳以上 65 歳未満		360 日			